

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第66条の6～第66条の9（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算）</p> <p>66の6-21の2 措置法令第39条の15第2項に規定する「本店所在地国の法人所得税（……）に関する法令（……）の規定（企業集団等所得課税規定を除く。……）により計算した所得の金額」の計算は、原則として、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める計算によることに留意する。</p> <p>(1) 連結納税規定（措置法令第39条の15第6項第1号に掲げる法令の規定をいう。）の適用を受けている場合</p> <p>外国関係会社の属する企業集団の所得ではなく当該外国関係会社の所得に対して法人所得税が課されるものとして、当該外国関係会社の本店所在地国の法令の規定（措置法令第39条の15第2項に規定する本店所在地国の法令の規定をいう。以下66の6-21の5までにおいて同じ。）により当該外国関係会社の所得の金額を計算すること。</p> <p>(2) パススルー課税規定（措置法令第39条の15第6項第3号に掲げる法令の規定をいう。以下66の6-21の2において同じ。）の適用を受けている場合</p> <p>パススルー課税規定の適用により外国関係会社の所得がその株主等の所得とされる場合の当該外国関係会社にあつては、当該外国関係会社の所得を当該外国関係会社の株主等の所得として取り扱わず、当該外国関係会社の所得に対して法人所得税が課されるものとして、当該外国関係会社の本店所在地</p>	<p>（企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算）</p> <p>66の6-21の2 措置法令第39条の15第2項に規定する「本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定（……企業集団等所得課税規定を除く。……）により計算した所得の金額」の計算は、原則として、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める計算によることに留意する。</p> <p>(1) 連結納税規定（措置法令第39条の15第6項第1号に掲げる法令の規定をいう。）の適用を受けている場合</p> <p>外国関係会社の属する企業集団の所得ではなく当該外国関係会社の所得に対して法人所得税が課されるものとして、当該外国関係会社の本店所在地国の法令の規定（措置法令第39条の15第2項に規定する本店所在地国の法令の規定をいう。以下66の6-21の5までにおいて同じ。）により当該外国関係会社の所得の金額を計算すること。</p> <p>(2) パススルー課税規定（措置法令第39条の15第6項第3号に掲げる法令の規定をいう。以下66の6-21の2において同じ。）の適用を受けている場合</p> <p>パススルー課税規定の適用により外国関係会社の所得がその株主等の所得とされる場合の当該外国関係会社にあつては、当該外国関係会社の所得を当該外国関係会社の株主等の所得として取り扱わず、当該外国関係会社の所得に対して法人所得税が課されるものとして、当該外国関係会社の本店所在地</p>

改 正 後	改 正 前
<p>国の法令の規定により当該外国関係会社の所得の金額を計算すること。</p> <p>パススルー課税規定の適用により外国法人の所得がその株主等である外国関係会社の所得とされる場合の当該株主等である外国関係会社にあつては、当該外国法人の所得を当該株主等である外国関係会社の所得として取り扱わないものとして、当該株主等である外国関係会社の本店所在地国の法令の規定により当該株主等である外国関係会社の所得の金額を計算すること。</p>	<p>国の法令の規定により当該外国関係会社の所得の金額を計算すること。</p> <p>パススルー課税規定の適用により外国法人の所得がその株主等である外国関係会社の所得とされる場合の当該株主等である外国関係会社にあつては、当該外国法人の所得を当該株主等である外国関係会社の所得として取り扱わないものとして、当該株主等である外国関係会社の本店所在地国の法令の規定により当該株主等である外国関係会社の所得の金額を計算すること。</p>